

## 社会福祉法人愛信福社会役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛信福社会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、前条に規定する報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

### (報酬等の額の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬の額は、別表第1及び別表第2に定める額とする。  
2 退職慰労金の額は、別表第3に定める算式により算出される額とする。

### (報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

- 2 報酬等は、現金により本人に（死亡により退任した者の退職慰労金にあっては、その遺族に）支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。
- 4 退職慰労金は、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内に支給する。

（費用の支給）

- 第6条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費等を支給することができる。
- 2 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。
  - 3 役員等が職務遂行にあたって交通費等必要な経費を要する場合は、実費を支給することができる。

（役員等の職務証跡）

- 第7条 役員等は、法人職務証跡資料として、職務証跡の作成に協力するものとする。

（公表）

- 第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補則）

- 第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

（改廃）

- 第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日より適用する。

- 2 社会福祉法人愛信福社会役員費用弁償規程は廃止する。
- 3 この規程は、平成29年6月19日より適用する。  
(平成29年6月19日 評議員会承認)

附 則

- 1 この規程は、平成29年度臨時評議員会にて決定し、平成29年6月19日に遡って適用する。  
(平成30年2月 20日 評議員会承認)

附 則

- 1 社会福祉法人愛信福社会役員等報酬規程は廃止する。
- 2 この規程は、令和2年〃月〃日より適用する。  
(令和2年〃月〃日 評議員会承認)

別表第1 理事会等出席報酬

名 称	報 酬 額 (日額)
理事会出席報酬	8,000 円
評議員会出席報酬	8,000 円

※1 報酬額は源泉所得税控除後の金額で表示している。

別表第2 業務報酬等

名 称	報 酬 額 (日額)
理事長業務報酬	8,000 円
理事及び評議員業務報酬	8,000 円
監事監査指導報酬等	8,000 円

※1 報酬額は源泉所得税控除後の金額で表示している。

別表第3 退職慰労金

名 称	慰労金の算定方法
理事長退職慰労金	在任期間1期(2年)につき10,000円
役員退職慰労金	在任期間1期(2年)につき5,000円
評議員退職慰労金	在任期間1期(4年)につき10,000円

※1 慰労金額は源泉所得税控除後の金額で表示している。

別表第4 出張旅費

旅費	宿泊費(日額)	報酬額(日額)	そ の 他
実 費	15,000 円	8,000 円	実 費

※1 報酬額は源泉所得税控除後の金額で表示している。